

寒 河 江 市 長 斎 藤 真 朗 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり公表します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 寒河江公園
所管課 建設管理課
指定管理者 さがえランドスケープ共同企業体
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- 指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和7年11月19日
- 5 監査実施場所 監査委員事務局及び寒河江公園
- 6 監査の実施内容 令和6年度の寒河江公園の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 指摘事項はなく、概ね適正と認められた。